

## [財務書類に係る注記]

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

イ 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

#### (2) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6 年～50 年 ※建物付属設備を含みます。

工作物 17 年～20 年

物品 4 年～15 年

船舶 4 年

##### ② 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### (3) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 退職手当引当金

退職手当債務から群馬県市町村総合事務組合（「退職手当組合」という。）へ加入時以降の負担金累計額から既に職員に対し負担金として支給された額の総額を控除した額に、退職手当組合における積立金額の運用益のうち当組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

##### ② 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、翌年度 6 月支給予定の期末勤勉手当の支給見込額のうち、財務諸表作成基準日において発生していると認められる金額（12 月から 3 月までの 4 か月分）を計上しています。

#### (4) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます）。なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品については、取得価額又は評価額が100万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。（当組合財務規則が例によることとする藤岡市財務規則143条第3項の重要物品を計上）

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、修繕に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかを判断し、資産として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当なし

3 重要な後発事象

該当なし

4 偶発債務

該当なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲（対象とする会計）

一般会計

② 出納整理期間について

地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 5 月 31 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費逐次繰越額（一般会計） 0 千円

繰越明許費（一般会計） 0 千円

事故繰越額（一般会計） 0 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲………すべての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産

イ 内訳（該当なし）

② 減価償却累計額

事業用資産 1,671,545 千円

建物 1,667,680 千円

船舶 3,865 千円

インフラ資産 13,553 千円

建物 5,984 千円

工作物 7,569 千円

物品 844,698 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。残高が整数であれば余剰分として費消可能な財源の蓄積を意味します。

本組合の場合、残高が負数となっているため、不足していることを意味します。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 64,144 千円
- (内訳) 業務活動収支 219,852 千円
- 支払利息支出 936 千円
- 投資活動支出 △156,644 千円
- ② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳
- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| 業務活動収支            | 219,852 千円  |
| ・ 投資活動収入の国県等補助金収入 | 0 千円        |
| ・ 減価償却費           | △102,983 千円 |
| ・ 賞与等引当金繰入額       | △74,220 千円  |
| ・ 賞与等引当金目的使用      | 73,414 千円   |
| ・ 資産除売却評価差額       | 319 千円      |
| 純資産変動計算書の本年度差額    | 116,382 千円  |

(5) 一時借入金に関する情報

該当なし